

第二次世界大戦後における金融機関の再建整備——不良債権処理の視点から

同志社大学 鹿野嘉昭

第二次世界大戦終了後、政府においては、戦時補償の打ち切りに伴って金融機関や企業が破綻するなどして経済秩序が破壊されることの防止、および彼らが再建に向けて歩み出せる環境の整備が経済政策面での優先課題とされた。本報告では、この2つの課題を達成するべく政府が昭和23年3月末に実施した金融機関の再建整備策のありようについて不良債権処理の視点から再検討した。その結果、次のような知見を得ることができた。

すなわち、第1に、政府が金融機関の再建整備に際し最も重視したのは個人預金の保護であった。この目的を達成するべく昭和21年8月には新・旧勘定の分離が実施され、戦時補償債権にかかわる損失は、旧勘定において法人預金の切り捨てや減資を主たる原資として処理することとされた。一方、新勘定に経理された個人預金は、万が一損失の発生が見込まれるときには政府補償という公的資金の投入により、その安全性が保証された。

第2に、個人預金を保護するに際しては、すべての金融機関を存続させることが必須とされた。債務超過になると、個人預金も切り捨てられるからである。それゆえ、金融機関の資本金は原則9割減資、止むを得ない場合に限り100%減資とされたのであった。

第3に、破綻していない金融機関による裁量的な預金の切り捨ては、財産権保護規定により採り得ない選択肢となっている。そうしたなか、政府は、個々の金融機関が作成した再建整備計画方法書の認可を通じて、預金や資本金の切り捨ての衡平性、公正性を担保するとともに正当性を付与することにした。合わせて、政府は認可に際し、資本金や預金を切り捨てた金融機関に当該切り捨て額を将来の利益金により返還することを求めた。その結果、金融機関再建整備策は、資本金や預金の切り捨てが財産権を侵害しないことを担保するべく、政府が国家的社会的見地から認めた処理計画に基づき実施されるとともに、利益金による返済が義務づけられた民間部門間での借り入れとして構成されたのであった。

第4に、金融機関の多くは、最終処理において切り捨てた資金を預金者や資本家に返還するべく、旧勘定に組み入れられていた不動産等の資産売却益を利用して返済資金の蓄積に努めた。日本では当時、インフレが高進していたため、簿価の低い不動産等を売却すれば多額の売却益が得られたからである。その意味で、復興期にかけて高進したインフレが不動産価格の急騰を媒介として予想外の利益金をもたらし、金融機関の再建整備を完了させる方向で作用したといえることができる。

第5に、このような議論からは、金融機関再建整備法は、回収不能となった巨額の戦時補償債権を円滑に処理するための制度的な枠組みを国家的社会的な見地から整備するとともに速やかな損失処理を促すことにより、その後における経済発展のための礎を築いたところに経済史的な意義があるといえよう。